

議案第 89 号

三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

三次市長 福岡 誠志

三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市における法令遵守の推進等に関する条例（平成 19 年三次市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項を次のように改める。

- 4 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正後の第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後、初めて委嘱する委員の任期は、令和 11 年 4 月 29 日までとする。